



議第4号議案

再び、宮代翔太議員に対する猛省を強く求める決議

加須市議会は、地方自治法制度の二元代表制の一翼を担う機関として、市民の負託に応えるために、市民と連携して住みよいまちづくりと加須市政の進展のために全力で取り組んでいる。

ところが今、市議会運営の大原則である市議会の品位と秩序を著しく損ねる問題が発生し、市民が市議会の行く末を案じ、心配する事態となっている。

その発端は、昨年第4回定例会において、宮代翔太議員が品位を汚す不穏当発言を繰り返したことに起因する。市議会は当然、同議員に対して謝罪と発言の取り消しを命じた。

その後、宮代議員はSNS等において、加須市議会を誹謗中傷する行為を繰り返した。こうした行為について、市民が市議会運営及び市政の行く末を深く憂慮し、本年第1回定例会に対し、「加須市議会の品位や秩序を乱す発言・行動等への善処に関する陳情書」を提出した。陳情は市議会に対し、「宮代翔太氏の本会議での発言や雑誌等への投稿記事を踏まえ」、その是正を求めた。

市議会は、市民が市議会の運営に深く憂慮する事態を重く受けとめ、当該陳情を全会一致で採択した。そのうえで、こうした事態を引き起こした宮代議員に対して責任を問う、「宮代翔太議員に対する問責決議」を全会一致で可決した。

ところが、宮代議員は市民の思いを踏みにじり、第2回定例会に陳情と問責決議に異議を唱えてきた。こうした行為は、議会運営の基本である会期独立の原則・会期不継続の原則に明白に違背するものであり、前代未聞の行為である。さらに、宮代議員は委員会審査において、市民が指摘した内容について「反省していない」と明言したことは極めて重大であり、到底看過できないものである。

よって、加須市議会は市民の負託に応えるために、問責決議に続いて、再び、宮代翔太議員に対して猛省を強く求める。

以上、決議する。

令和7年6月27日

埼玉県加須市議会

令和7年6月27日 提出

提出者 加須市議会議会運営委員会
委員長 原 田 悟